

山梨県自由民権運動と小林正則

威 水 清

明治二十七年病のため岡部村辻保順医院に入院中の小林正則の脳裏をかすめるのは徽典館(現山梨大学教育学部)出身のエリート教師としての教育活動の思い出であつたろうか、あるいは自由民権運動の理論的指導者として『峠中新報』に論陣を張り藤村県令をはげしく攻撃した精氣に充ちあふれ、峠中立憲党に身を投じ時代の推進力たらんとした華々しい日々への追憶であつたろうか。あるいはまた、櫛の歯のかけるように民権を論ずる同志は転向をはかり、事志と異なり政治に関与したかどで敵手藤村に教職を罷免され恥をしのんで謝罪状を呈出し復職を請うにいたつた屈辱の回想であつたのか、中牧村における小学校・私塾でひたすら薰陶した子弟・門人達の面影であつたろうか。正則の「臥病」と題する漢詩にその心境をよみとることにとどめたい。

小林正則は、嘉永六年五月三日甲府富士見町郭内三番屋敷土族小林氏の家に生まれた。
—
甲府勤番士として禄高十三石であった。

徽典館出身のエリート教師として明治五年八月の学制頒布が「邑に不学の戸なく戸に無識の人ならしめん」との趣旨からの明治六年三月唐柏学校の開設とともに五月月俸六円をもつて訓導として招請されている。この間八代学校長中村温が徽典館の同窓であった小林とはかつて八代郡下各校の上級生徒に一ヶ月三回『日本外史』の輪講を教場を輪番制として行つてゐる。このとき小林は十九才であった。唐柏学校には明治八年十一月まで在職し、後八代・巨摩・山梨の各郡下小学校に教鞭をとり、明治十四年倉科学校首席訓導・同十八年春日居学校首席訓導をつとめている。その間小林は、山梨県下の反体制言論紙として、明治十二年三月創刊の日刊紙『峠中新報』によつて如水逸史の筆名で自由民権の論陣をはつてゐる。

残燭影昏人語絶 鳴虫在戸似相憐
病臥眠倦起推牀 月向山明秋寂然

この小論は旧下級士族階層出身の小林正則の民権論者としての軌跡をたどりながら、山梨県の自由民権運動の特殊性を浮彫りにするための研究ノートの意味をこめて考察をすすめてみた。

明治六年山梨県令として着任した藤村紫朗は、明治十三年一月、

いわゆる自由教育令（明治十二年九月）が教育に対する国家規制の緩和をもたらし、就学率の低下・学事の衰退を憂い、楳村正直京都府知事とともに「教育令改正の建白」を太政大臣に上呈する。そのなかにいう、「薩ノ私学党は殷鑑遠カラス將來ヲ慮レハ彼偽民権家不平ノ徒或ハ同類ヲ分配シテ各所ノ学校教員トシ或ハ教員ヲ教唆連絡シ其党ニ誘ヒ入レ隱ニ人民ヲ煽動セハ政治ノ妨害一方ナラス不測ノ変示知ル可ラサルナリ。」

ここに藤村の民権への強硬な姿勢が看取される。⁽¹⁾ 明治十四年末頃から県内に民権政党團結に対する要望がたかまり、十五年九月「峠中改進党」と名乗つて正式に結党式をあげるにいたつたが、山梨県民権運動の父佐野広乃がこの年七月二十八日不帰の客となつてからは氣勢があがらないままに結党されたものであつた。⁽²⁾ 水戸の貧乏士族の出であつた佐野と小林とがほぼ同じ境遇にあり、佐野の経済的庇護者であつた東八代郡の大地主加賀美嘉兵衛の長男平八郎の旧師が小林であつたことも、両者を肝胆相照らす媒介となつたのではなかつたろうか。教師でありながら、政党結成に民権論の普及に東奔西走する小林は、地方官の自由民権の風潮が小学校教師に感染しさらに精神の堅固でない無分別の幼児に影響する傾向があり、「苟も職を小学校に從事するものは決して政党に加盟し、また政談演説会に関係せざる様せられたきもの」（『郵便報知新聞』一五・一〇・二二）にふれて教職を追われる所以であった。この間の事情を『峠中自由諸名士略伝』⁽³⁾ は、「我レハ教員タリ、其教員ノ職ヲ行フトキハ教員タルノ箱制ハ免ルベカラザルモ、其他ニ至テハ固ヨリ予カ自由ニ任ズル者ナリ。」との小林の姿勢をあげている。小林は中牧村倉

科小学校在職中「峠中立憲黨」へ入党するが、同党結党が正式に許可されたのは明治十六年三月二十二日であり、その時期は十五年六月「峠中革新党」規則の制定前後とみられる。

初期の民権論指導者依田孝が「峠南二郡に長とし牧民事務に汲々たる」のをはじめ、全力を「殖産の事に傾注し」「牧鶴の郡務に任じて興産惟れ急とする」もあり、「開墾拓地」に励むもあり、「育英事業に致々たる」もあり（『山梨日日新聞』一七・一二・一七、「峠中人士今日の方嚮」として民権論者の転向・挫折について記す）と記されているように、明治十四年から松方デフレの地方への浸透とともに転向者の枚挙にいとまない情況をみては、恒産のない小林も動搖せざるを得なかつた。旧士族として天領の甲州に君臨していた小林としては屈辱の極みではあつたが、敢てこれをしのんで明治十七年四月二十一日「謝罪状」を敵手藤村県令に差出さざるを得なかつた。小林は、峠中立憲黨結成の際の行動を「一時ノ心得違」とし、「懲愧之感動勃々本心ヲ責ム」と後悔し、「再ヒ父母ノ側ニ在リテ職ヲ教員ニ從事シ兼テ孝道ヲ全フ致度存候」と懇願するのであつた。許されて明治十八年春日居学校首席訓導となり、後北巨摩郡江草小学校首席訓導をつとめ、辞職後、諷訪村萬勝寺内に私塾を起し暴解館と称した。生徒は三富・松里・八幡・岩手・西保・中牧・諷訪等より集まりその数百五十名に達したという。小林の人望がしおばれる。明治二十七年十月二十三日死去し、中牧村東光山西念寺に葬られた。

その人となりについて「君胸度寛潤、卓落不羈、段督ヲ避ケズ、名利ニ速ラズ、坐臥常ニ酒瓶ヲ離レズ（中略）又垢面蓬髮身ニ襤縫

ヲ纏ヒ、毫モ意ニ介セズ、起臥常ニ袴ヲ着ク」の孤高を持し、世論におよそ惹かることのない東洋豪傑的独立独歩の人生観の持主であった。無欲敦朴寡言・学徳非凡にして古聖人の風あり、平常酒にしたしみ、つねに西郷南洲の筆「愛酒不愧天」と木戸孝允の「忠孝」の二つを書斎にかけ座右の銘とし、杯を手にするや弁舌滔々として孔孟の教を説き、怒って人情の軽薄を罵り、快活豪放にして赤貧に甘んじ、子弟を集め経典を講ずるのが唯一の楽しみであったという。小林にとって「士魂」は即ち「師魂」につながるものであつた。

小林の「謝罪状」呈出の保証人となつた間瀬光慶は、中牧村倉料地区の総代であり実業家・村長・県会議員をつとめており、その長男を小林の私塾暴加館の門弟としているところにも郷党的信望が察せられる。

二

小林の民権展開の跡をさぐつてみると、徳川幕藩体制を打破し身分制社会を脱し門閥政治の弊を国民等しく認識する機運にあるのにこれを再興せんとする動向に激怒し、「門閥ノ再興」(『峠中新報』十四・八・十三)と題し、国是たる「広く會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」に反し金権による門閥再興ヲ彈劾して、「試ニ思へ胸中ノ智識余裕アリト雖モ家ニ斗升ノ栗ナクンバ町村議会ニ予ルノ權ナク目ニ一丁ノ文字ヲ視ザルモ野ニ數成ノ地ヲ有スレバ府県議会ニ予ルノ權アルハ既ニ日本帝國ノ法律ト成リシニ非ズヤ。」と断じ、「黄白ヲシテ言語ノ吐露セシムル如キコト有ラシメハ吾人々民ノ不幸夫レ

若干ンヤ。」と不当を追求する。地方議員が眞の利害を熟慮する力に乏しく地方官に籠絡されるにいたる、ついにはその行政を賞讃する傾向を難ずる論調が散見される。

小林はついで、西南雄藩の藩閥有司專制に対し「朋党論」(『峠中新報』十四・十・三)「続朋党論」(同年・十一・十一)で、「某省ハ某国人ノ朋ナリ、某使ハ某州人ノ党ナリ」との「我国ノ政権ハ常に土地ニ密着シテ才能ニ帰セズ」の封建的伝統を脱し得ないのは、異邦人を同郷人のように愛せない人情の趣くところではあるが、「同郷相憐ムノ情ヲ以テ私交上ニ施スハ可ナリ之ヲ推テ政治上ニ施行スルニ至ラバ政治ハニ私党ノ支配スル所ト為リ為ニ国内云フ可ラサルノ不幸ヲ見ルハ炳焉火ヲ視ルヨリ明ナリ。」と「公私」の峻別をもとめ、解決策としては国会開設以外にはないとうつたえる。

「続朋党論」では黒田北海道開拓使長官の行為は「北海道ニ一ノ鹿児島ヲ生ス」のものにほかなりらず、薩州人朋党長官が官有物を西南貿易商會に払下るのは、人民の膏血をしほつて自らの親戚朋友を富ませ、要路の支配者におくときは「終ニハ一国民ヲ保護スル陸海軍ヲ以テ己レ等ノ私党ヲ助ケル利刀タラシムルニ至ルモ亦測ル可ラザルナリ。」と藤村県令・檜村知事の上申書と真向から対立する立場からわが国の未來の危機を憂うものであり、体制側と民権派の乖離をあらわすものとして興味深い。有司專制の政治の絶対化と私益追求のための国軍の私兵化・藩閥支配のもとでの軍閥化を正統化し、「政商」と國家権力との癒着融合化の行途に、功利的・実証的シヨービニズムへの国民の一方的奉仕をもとめることにいたる危険性を小林は予見する。

ここに、小林が民権運動に挺身するにいたった理由をよみとることができよう。

「名実齟齬」（『峡中新報』十四・九・二十七）には、政府は「人身ノ身命財産ヲ保護スルノ実」がなければならず、そのうえで、国民に義務を負わせることができると論じ、国家のための人民の社会有機体説に立つものではなく、人民の生活の繁栄の保障は国家の義務とみて、人民の政治への参加による立憲政体の建設が国家と人民との運命共同体的連帶感へとみちびき、ここに國家の安寧富強がはかられるとした。

小林の国会開設への悲願は、「政府の要點」（『峡中新報』十四・十二・十六）とは「唯人民ノ信用ヲ得ルニ在ルノミ而シテ政府ノ信

用ヲ得ルハ官吏タルモノノ人民ノ信用ヲ得ルニ在リ。」につきる。人民の信用を得るにはその国に政党・憲法がなければならず、「民意ヲ表明スルノ公議場ナク政治ノ責任ヲ充分ニ内閣ニ負担セシムコト能ハザル」わが国の不幸を嘆じ、政府が無智蒙昧とみた無位無冠の人民大衆こそ「抑制ヲ惡ミテ干涉ヲ忌ムノ人民、自治ノ氣力ニ富ミ自由ノ元氣ヲ發表スル」未来を開拓する氣力をもつものとみた。

これをそのまま敷延すれば「地方官ノ心得」（『峡中新報』十五・五・三十）にいう、官吏の職を全うするとは決して「専ラ政柄ヲ秉ル者ノ為メニ力ヲ竭シテ以テ私利私情ニ便ニスル之ヲ官吏政府ニ事フ」というのとはまったく異質に、「善ク國ニ事フル者ハ國家ノ為メニ身ヲ犠牲ニ供シ政府ノ命モ國家ニ害アリト認ムル以上ハ敢テ憚ル所ナク能ク之ト抗抵シテ之ヲ矯メテ之ヲ正シ、社会ニ幸福ヲ鞏固ナラシムル」ところにあり、「既ニ自治ノ氣力ニ富ミ自由ノ元氣ヲ

発表セシム以上ハ」主権を人民に委譲すべきである。地方官は中央政府と人民の間の「下情ヲ上達シ上意ヲ下達シ上下ヲシテ敢テ隔靴ノ歎ナカラシムル」責務にある。それにもかかわらず、地方官が中央に拝跪し法令の拡大解釈をなし「自家一身ノ見解ヲ以テ律令ヲ設ケ政略ヲシク」ことは、かえつて「政府ノ意ノアル所ヲ知ラシメス徒ニ人民ノ不幸ヲ政府ニ負ハシム」（『峡中新報』十五・五・十三「地方官ハ何為ル者ソ」にいたる、政府に対しても地方人民に対しても背任行為であると責める、集会条例の適用がこの例である、国に事えず于政府に事える、地方官が政府に忠誠を誓うと錯覚した行為がますたく間に民衆の政府攻撃の端緒をつくつていると鋭く指摘する。）

わが国が統一国家を形成しながら「甲府ト乙府ト其法律ヲ異ニシ丙県ト戊県ト其規則ヲ同フセサルカ故ニ土地ノ異ナルニ因テ寬嚴其度ヲ同フセス、一ケノ法令ニシテ之カ使用ヲニス亦近頃地方政治ノ一大怪事ト謂ハサル可ラス。」の現状からはわが人民の意識の統一は困難であると帰結する。

これよりさき小林は「利害交々至ル」（『峡中新報』十五・四・二十四）と題し、當時の元老院參事院議会の各地方治蹟及び民情観察のもろろみが漸進党募集のためと聞き、政党は同志糾合して成るものであり干渉によつて結合するものにあらずとしながら、早晚政府は成立するだろうが、その時こそはじめて「政治上ノ是非得失ヲ闘ハシ其輸贏ヲ決スルヤ必ス演舌及ビ新聞ニ依ルニ非サルヨリハ蓋シ他ニ其方便ナキヲ信スルナリ」と、政府党と民党との対決を言論戦に期待し、そのための障害となる悪名高き新聞及び集会の二条例

は当然廃止されるだらうとみる。この二条例を政府党のみが金城鉄壁と恃むときは、「道理ノ争闘ニ腕力ヲ以テスル野蛮人ノ行為ニ異ナラスシテ取モ直サス、權力ヲ以テ言論ヲ制スル所以ニシテ政党ノ主義ニ戾リ政党ノ実効ヲ奏セス。」の自己矛盾に陥るからである。政党的機能は民意を議会に反映させる仲介者であり討議を通じて意見を綜合することにあり、小林は政府の仮装的政党員募集こそ禍を転じて福となす言論自由の恢復に大いに期待をかけるのであった。小林は本県で明治十三年から十四年にかけて盛況であった各地の政談演説会に弁士としては参加していない。教師であつたこともあり『峠中新報』客員として縦横に文章論説を通じての民権運動の理論的指導者であった。

当時の漢詞に「述懐」と題したなかに

不^レ読^レ書^フ不^レ養^フ神 空過二十有余春

棹^レ舟^清浪^日明^夕 留^枝園^花笑^晨

数曲管絃徒側耳 一樽美酒愆^レ身

宿眠覺節雨^ニ初霄^一

天色蒼朗氣自新

五・二十五作)

小林には『山梨盛衰記全』『猛虎全』の著作があり、『猛虎全』の自序には、「何ぞ美聞の我耳采^ム上^ルざる。常に其耳目^ムに触るゝものは懸^{アハ}りんきよ^{ナガレオ}、傀儡^{アハ}の拿破命^ニ非^ズんば鍛金細工^ノの龍宮城耳^{アハ}咲々寒に泣き呱々飢に號ふの哀声にあらざれば、則ち民権を騒り沸々自由を吼ゆる仮声耳聞説に昔者支那に殿上の虎ありて、直言諫告能く國家を肥やすと議史は今夜虎となりて、苟も口腹に適する者あらば即ち其の

肉を食はんと欲するなり。」と論じ、直言諫告をもつて醜類を絶つは已むを得ざるものであると決断している。いたずらに「開花の雛形文明の上塗^ニあるを視て実効の写影あるを見ず。」の弊あるをきびしく糾弾するのであった。

小林の県官にあやつられ民衆にきびしい転向民権論者が空理空論に流れ、現実の民衆の生活と遊離することに対する激怒の発露と绝望感の深さをうかがうに足るものである。この慨嘆の情はまたそのまま小林自身に対する反省とともに無力感への還帰であつたかもしれない。自己の信念を貫くことのきびしさを切々と訴えるの情が言外ににじみでているような気がしてならない。しかもあえて眞実をみきわめる「猛虎^{タラ}んとする気迫の強固さにうたれるのである。

三

明治十六年以降山梨の民権運動は退潮いちじるしく、民権派の機關紙『峠中新報』は発行停止処分（十五・十二・二十八—十六・二・十五、十六・四・二十七—六・十五）もあつて遂に明治十六年八月十六日廃刊するにいたる。保守派の機關紙『山梨日日新聞』を十五年には三倍強も抜きさつた同紙が『峠中新報』五四〇、〇〇〇部『山梨日日新聞』一七五、一五〇部が明治十六年には、四五、〇〇〇部に激減している。民権運動からの転向者があいつぐのは「アルベキ」理念を追求する西欧型の民権の追求が、民権運動家達の自らの生活のなかから根ざした社会体制と個の苦悩の極限に体制の変革をもとめるのではなく、観念的民権論・理論民権という理想理念追求のための公式的民権運動にすぎなかつたのではないか。

松方デフレによる家産の窮迫は、たちまちにして彼等を理論家から現実社会に生きる実務家へとひきもどしてしまった。また経済的な基盤の脆弱さ、山梨県が山間に位置をしめ他県との自由な交流をさまたげ狭隘なる県地のなかで派閥を形成する欠陥によるものでもあるう。⁽⁴⁾ 小林が同志と恃み、先達と仰いだ民権家は櫛の歯をひくよう運動から脱落・転向していく。しかもこれら転向者のなかには深刻な挫折感がかららずもともなうものとの断言はできなかつた。

明治十三年十二月広島より『峡中新報』へ迎えられた竹内九郎は、明治十五年五月『広島新聞』主筆に招かれ山梨をさるが、「告別峠中諸士」(『峡中新報』十五・五・二十三・二十四)と題し県民に若言を呈する。「自由民権ノ説ハ全國ニ貰品タルモ県下之ヲ唱フルモノ果シテ幾十カアル、仮令ロニ之ヲ唱フルモ真实行為ニ発シ熱心奮激其進ムヲ知テ退クヲ知ラナルモノ亦幾干カアル」と、熱し易く冷め易い県民性に疑義を抱くのであつた。

山梨の民権運動は「人文欠乏」の弊あり輸入民権の色彩も強かつた。民権機関紙編集者・政談演説会の弁士にいたるまで県外から移入され、一時は熱狂するが、山狹の現実の身近かな経済情勢のきびしさにおし流されていく。明治維新以来、わが国民を卑屈な封建的身分制・思考・従属から解放するためには国民個々の能力・才能はもとより思想の面でも自主的な自由な開花が指向されたが、やがてこれが市民的自由の追求・民権的思想のいきすぎととらえられ、明治新国家にあつて国民のエネルギーの総力を対外的に国家的に今度は結集し外圧に対抗するアンチノミーに直面し苦悩するにいたる。⁽⁵⁾ 小林自身の思想・信条に忠実であろうとすれば自らの存立の基盤

を喪失してしまう矛盾に陥るのであった。恒産なき小林の心はこれからも千々に乱れたことであろう。

明治十七年以降、秩父事件もあり、「自由党は国安妨害の分子を以て結合組織したる政党の如き感あらしむるは吾輩彼党のために其不運を歎せざる得ず、また彼党首領者のために氣の毒千万に思はざるを得ず。」(『山梨日日新聞』十七・十・十三)と保守派にあわれみを受ける対象と化してしまう。

明治十八年には朝鮮京城の乱勃発し、「家は貧なるも身は飢ゆるものればは顧るに違なし奮つて困難に当らんとするの志士こそ多かりけれ、故に不知の小民に至るも猶ほ頗る國権を張るの心を起し來りしものと見えて昨秋迄の民間の形勢と今日の民間の形勢とは其差宵壊竇ならざるか如し。」(『山梨日日新聞』十八・五・十九)の外圧に対する国民の義務感の高揚を説き、国民の眼は外に向けられ国内休戦の状態となっていく。小林等の民権論もわが国思想家において異端者として迫害され一時葬り去られていく。

山梨県の民権運動の担い手が豪農者であった理由としては、県会議員の豪農者からの出身者が多いことについて、士族は「幕府左遷ノ徒ニシテ無学無識」商人層については「學術ト經濟トニ通ジタルモノトテハ非ズシテ、細利ヲ射ルニ汲々シ」ているのに比し、豪農は「幾分ノ学力ト経験ヲ有シ、一県ノ經濟ヲ糾理スルヲ得ルノ技術ヲ有ス」⁽⁶⁾と豪農の識見を高揚しているが、これが民権家の場合にもあてはまるのであつた。幕府直轄地の天領であつたためもあり、小林のように県庁を批難攻撃する旧士族は例外とされた。ここにも山梨県の民権運動の特殊性を看取ることができよう。

明治十三年入峠した板垣退助は、「甲州地方ノ風氣ハ大ニ東京ト反対ニシテ其中等以上ノ豪農鉄商ニ憂國ノ士多キヲ見ル蓋シコノ地方ハ旧藩士族ノ勢力他ノ一般人民ヲ压制セシ事ナク、自ラ社会権利ノ平均ヲ得、又他ニ社会ノ事業ヲ担任スベキ種族（士族ノコトキ）ナキトニヨリ、豪農鉄商ノ輩自ラ起テ之ヲ担任シ來ル者、其人民ニ自尊自立ノ精神ヲ遺伝スルニ至ル。是レ実ニ甲州人民ノ幸福ト云フベシ。」（『峠中新報』五〇〇号記念紙、十三・十一・二十五）とは、裏返せば一般民衆の間に民権思想が浸透しなかつたことをしめすものであつた。民権派の演説講話に聴衆として参加はするものの豪農層に対するあこがれ指向とともに、豪農層との一体感を醸成させ、階層上昇意識が満足させられるという積極面と、義理だてという消極面の二面性が混在されていたのではなかろうか。⁽⁷⁾

山梨県での国会開設請願署名が僅かに四百名にとどまっているのもこれを裏書きする。

小林が語氣鋭く攻撃したように、藤村紫朗県令の愚民感、民衆に対する抜きがたい不信感のうえに本県のいわば官僚主導型の「殖産興業策」が強行されたところに、また、権力者意識から発した強圧的啓蒙主義をとったところからは、民衆に対する統制・干渉となり進んでは上からの威圧による殖産興業政策の遂行となり、しかも県庁の側ではこれもすべて県民のためと考えていた。小林が平民を愛しその進取の気象を賞揚し官の干涉を排し自由独立をもとめるのは対歎的立場に立っていた。⁽⁸⁾産業発展の担い手たるべき人は愚昧周陋で自主性を期待できない以上は、すべからく県庁の手で勧業政策を活潑に推進することがわが国の国益につながるとみた藤村に反

対する豪農層を中心とする産業の自由の要求の旗印しが、当時の世論をリードしてきた自由民権の主張ではなかつたろうか。こうしてみると豪農層を中心とするブルジョアジー勢力と県庁側との姿勢は産業の発展という目標からみれば、究局的には乖離するものではなかつた。問題はこの主導権・イニシアティブの争奪にあつた。西欧流の民権思想が一般民衆の生活をはなれたところに、経済的背景と遊離して展開され根づくことのなかつた原因がここにあつたのではないか。誤解をおそれずいうならば、山梨県の民権自由とは本質的には豪農ブルジョアジーの県庁の強硬な上からの指導型殖産興業政策に対する産業自由の要求の域にとどまつたといえる。

県の勧業政策が民間企業・民衆の生業の規制におよぶことへの反発からであつたものであつた。このために一種の救世主を望み、一面では県庁の強圧策に反抗する手段としての一般民衆をもくめた民権派の政談演説会の盛況でもあつたろう。

全國を嵐のように襲つた松方テフレはこのよくな甘い期待を根柢から打ちくだく契機となつた。こうなつては山梨県という一県だけでは手のほどこしようがないからである。

家業が危殆に瀕し、県内産業全体が沈没の危機にあるために、政治休戦へと向うのは当然のなりゆきであつた。民権運動にかわつて明治十八年よりは、山梨県会をめぐつて予算執行の当否をめぐつての攻防戦へと舞台は移転していく。

旧士族出身の没落階層出身の知識人小林とは、もともとその出発点において異質の面をもつていたのが本県の豪農民権ではなかつたか。われわれは民権思想家の挫折・脱落・転向の過程を画一的・類

型的にとらえやすいが、その思想家の個性と生涯をとおして、民権家の個々のエートスをとおして探求する方途を見失つてはならないと考える。わが国の民権運動の挫折の過程にも、無数の小林正則が忘却の渦に沈没しているのではないか。

究局的には、後進国日本の資本主義発展過程の特殊性にもとづく対外的富強のためのナショナリズムの高揚が叫ばれ、一身の自由独立に優先する一国の自主独立の確保が普遍的な民権論を压碎しさつたとき、経済不況の浸透とともに、山梨の豪農層はすばやく、実務家に、企業経営者に転向していく。そこにまた彼等はわが国の資本主義体制の確立を外圧を媒介として使命感に燃えて遂行していくことに疑問をはさまなかつたむきもあるのではないか。山梨県の自由民権運動が家産の維持発展のための自由の権利の確認という目的的ための手段視された感のある以上当然であった。西欧先進資本主義の外圧下に半植民地化の危機への国民的対応としてナショナリズムの担い手の面をさらにつよめていく、民権を、より普遍性を指向することが世界史的みて特殊日本の沈没を意味するとみられたからである。個の内抱性をもつて純粹に普遍的民権へと論旨を進めた小林は、民権思想そのもの以外に自らの信念のよりどころをもたなかつたために悲劇的な敵手藤村県令への謝罪状の呈出となつてあられたのであった。

今回は小林正則の藤村県令の施策に対する攻撃・経済問題・教

育問題についての論説にはふれず、本質的な小林の思想を浮彫りにするにとどめることを付記しておく。

なお本稿は昭和四十九年度「日本思想史学会」においての私の発表に加筆したものである。

注

(1) この間の山梨県教育界は、望月直矢著『峡中沿革史』によれば、自由教育令の影響もうけて「教員中気概あるものは相携えて教務を離れ、無氣力無識の層のみ教務に居りしと父兄の放念とに拠り、小学の数は大に退歩し、私立の学校稍盛大を期するに至れり」の状況であった、という（明治二十一年刊）。

(2) 『峡中新報』の廃刊後、「峡中立憲党」も明治十七年九月十日懇談会を開くも出席者少なく流会し、幹事小田切謙明は九月二十日総会にて解散に決定するにいたる。

長坂啓三編・野中真枝閲

県下民権運動の理論家・実践家十一名を挙げる。明治十七年刊。

(3) (4) (5) (6) 山梨県の郡役所の統合案に対する反対論に対し、小林は「一村一個人民ノ私情欲心ヨリ発スル所」とみて「天下億兆ノ公議トヲ混同雜和スル」の愚をいましめている。県下全体を鳥瞰する広い視野からの論議をよびかける。郡市町村のエゴイズムは小林のもつとも忌避するところであった。

わが国の憲法発布をみて「歐洲諸國の歴史は君權と民權との抗争に來すのに比しわが国では民權の君權を制束したる結果、即ち両者の契約を強いたるに外ならず」との自由党の主張（『自由党史』下岩波文庫三九一頁）からは民権思想は根本ことなく終つてしまふ。

山梨県会議員評判記

山梨県の民権運動の移入民権の色彩が強いのは、明治十三年十一月二十七日の板垣退助・中島信行の甲府講演会は四千余人をあつめ、講演会の不足代（一人五銭）が九十円に及んだ。開会の際木戸口・表格子五間口ばかり押破られた。数千人が

(8)

我先きにと押合ひ外へでようとしたためという。

東京よりの政談演説会弁士として来県した段詮依秀・広瀬重雄（明治十四年六月）の会場も満員であった。わが国での統一国家体制確立と、全国的視野からの地方行政が施行されるまでは、地方官の強烈な個性が各府県の産業・教育・その他の諸政策に反映したと思われる。山梨県の場合もそうであった。しかし、国家の地方行政の画一化路線が確立されたとき、山梨県の藤村県令のようないくつかの強い地方官は全国的視野から浮きあがってしまう悲劇的結果をもたらした。藤村県令のように国家の強力な統制政策を中心政府にもとめることができ、逆に個性の強い地方官の存在を必要としなくなつていくのであった。